（規則第29条第2項関係）

（診療用エックス線装置等）**廃　　止　　届**

令和　　年　　月　　日

神戸市保健所長　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　管理者名

医療法第１５条第３項の規定により備えた診療用エックス線装置等を廃止しましたので次のとおり届出ます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 診療所 | 名　称 |  |
| 所在地 | 〒ＴＥＬ　　　　－ＦＡＸ　　　　－ |
| 廃止年月日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 廃　止　の　内　容 |
| １　診療用エックス線装置２　診療用高エネルギー放射線発生装置３　診療用粒子線照射装置４　診療用放射線照射装置 | ５　診療用放射線照射器具６　放射性同位元素装備診療機器　７　診療用放射性同位元素８　陽電子断層撮影診療用放射性同位元素　 |
| 廃　止　の　理　由 |
|  |
| 廃　止　後　の　措　置 |
|  |

（注１)診療用放射性同位元素又は陽電子撮影用診療用放射性同位元素を廃止する場合は、この届と別に30日以内に廃止後の措置の概要を届出なければならない。（施行規則第29条第3項）

（注２）開設者住所、開設者氏名、診療所名称及び診療所所在地は直近の届出通りに記載

**２６**